



「元気の出る香川、安心できる香川、  
夢と希望あふれる香川を目指して」

かがやくけん、かがわけん。

香川県

香川県健康福祉部医務国保課

平成29年10月

## 【目次】

1	はじめに	1
2	制度の概要	1
3	修学資金の返還免除について	2
4	修学資金の返還について	4
5	義務年限期間の勤務(配置)等について	4
6	各種届出(提出書類)等について	7
7	参考資料	
	・香川県医学生修学資金貸付条例	8
	・香川県医学生修学資金貸付条例施行規則	10
	・香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針	26
	・Q&A	28

## 1 はじめに

香川県医学生修学資金貸付制度は、将来、香川県内の医療機関等の医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、その修学等に必要な資金(以下、「修学資金」という。)を香川県が貸付ける制度で、地域医療を担う人材を香川県と公的医療機関とが共に育成しようとする制度です。

貸付けを受けた方が大学を卒業後、2年以内に医師免許を取得し、貸付期間の1.5倍に相当する期間(以下「義務年限期間」という。)を県内の指定医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

## 2 制度の概要

### (1) 修学資金の貸付資格者

将来、香川県内の医療機関で一定期間、医師の業務に従事する意志のある次の方に貸付けを行います。

①	香川大学医学部医学科推薦入試「県民医療推進枠」の入学者	5名
②	香川大学医学部医学科一般入試「地域医療推進枠」の入学者	9名
③	公募(①、②において欠員が生じた場合)等による選考合格者	—

### (2) 貸付額

月額12万円

### (3) 貸付期間及び貸付方法

- ① 貸付期間は、貸付けを決定した年の4月から大学を卒業する月までの正規の修学期間です。(原則、途中で辞退することはできません。)
- ② 貸付方法は、原則3ヶ月分を一括してその最初の月に、口座振込みにより貸し付けます。

### (4) 貸付契約の解除

修学資金の貸付けを受けている医学生(以下、「修学生」という。)が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金貸付の契約を解除します。この場合、修学資金の返還が必要となります。

- ① 退学したとき。
- ② 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ③ ①、②以外に、修学資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

### (5) 貸付けの休止

修学生が休学・停学の処分を受けたときは、休学・停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。この場合、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金がある時は、その修学資金は、修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなします。

### 3 修学資金の返還免除について

修学資金の貸付けを受けた医師(以下、「本制度対象医師」という。)が、以下のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が全部又は一部免除されます。

#### (1) 義務年限期間の満了による場合【全部免除】

##### ① 平成29年度以前に貸付けを受けた方

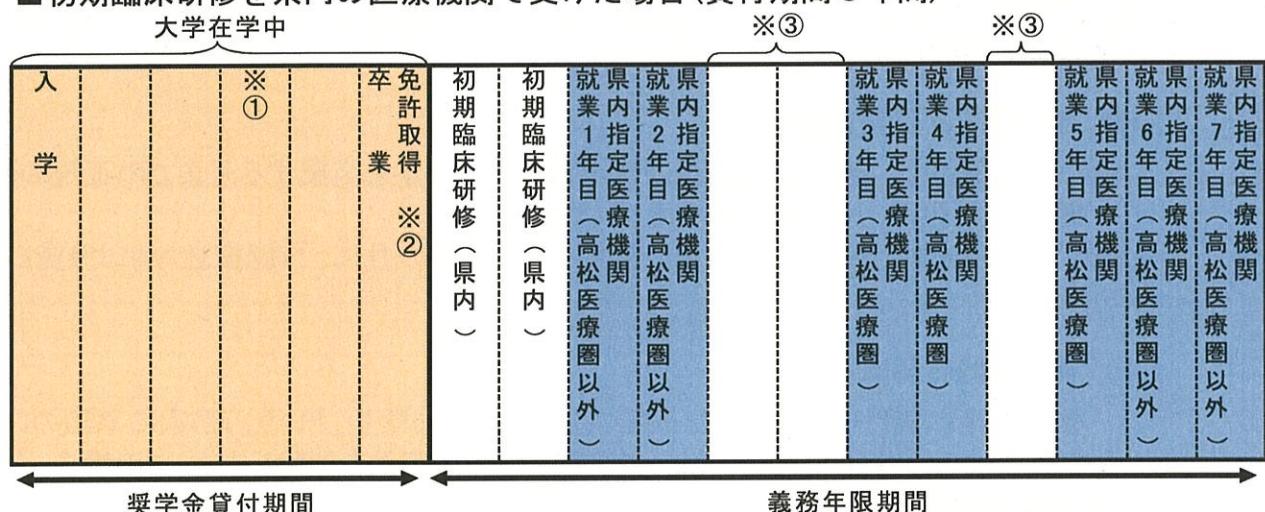
医師の免許取得後直ちに初期臨床研修を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度とする義務年限期間、知事が貸付者ごとに指定する医療機関等において業務に従事したとき。ただし、県内の医療機関で初期臨床研修を受けた場合には、その期間を義務年限期間から除算します。

<義務年限期間の考え方>

貸付開始	貸付期間	義務年限期間	県内の医療機関で初期臨床研修（2年間）を受けた場合の残りの義務年限期間
1年生	6年間	9年間	7年間
2年生	5年間	8年間	6年間
3年生	4年間	6年間	4年間
4年生	3年間	5年間	3年間

<義務年限期間の考え方(例)>

##### ■初期臨床研修を県内の医療機関で受けた場合(貸付期間6年間)



※①留年等により、在学期間が伸びた場合は、正規の修学期間の月数分の貸付けが行われた時点で貸付けは終了します。

※②大学卒業後、2年以内に医師免許を取得する必要があります。(医師国家試験の受験資格は3回まで。)

※③県内勤務期間は連続していなくても構いません。(留学、出産・育児等による中断の場合に限る。)

##### ② 平成30年度以後に貸付けを受けた方

医師の免許取得後直ちに、9年を限度とする義務年限期間において、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく初期臨床研修を開始し、これを修了した後、引き続き、7年を限度として、知事が貸付者ごとに指定する医療機関等において業務に従事し

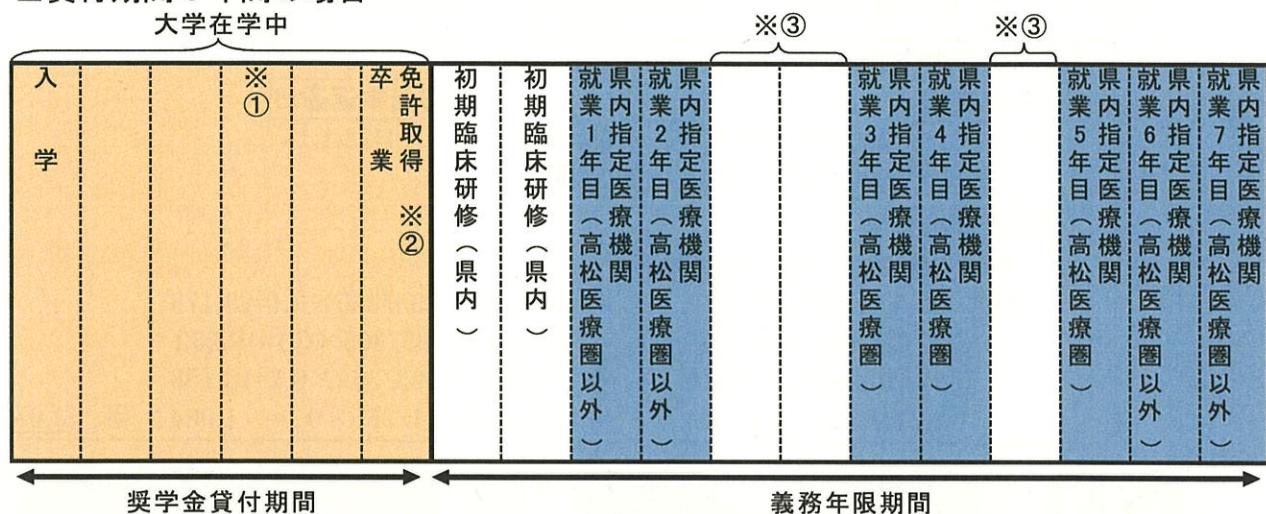
たとき。

#### <義務年限期間の考え方>

貸付開始	貸付期間	義務年限 期 間	初期臨床研修（2年間）を終了した場合の 残りの義務年限期間
1年生	6年間	9年間	7年間
2年生	5年間	8年間	6年間
3年生	4年間	6年間	4年間
4年生	3年間	5年間	3年間

#### <義務年限期間の考え方(例)>

##### ■貸付期間6年間の場合



※①留年等により、在学期間が延びた場合は、正規の修学期間の月数分の貸付けが行われた時点で貸付けは終了します。

※②大学卒業後、2年以内に医師免許を取得する必要があります。(医師国家試験の受験資格は3回まで。)

※③県内勤務期間は連続していなくても構いません。(留学、出産・育児等による中断の場合に限る。)

#### (2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全部免除】

県内の指定医療機関等において、医師の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

#### (3) 返還が免除される事由の発生による場合【全部又は一部免除】

前項に規定する場合を除き、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき。

※今後、国の医師育成に係わる制度等の変更に応じて、上記修学資金の返還免除に関する取扱いを変更する場合があります。

## 4 修学資金の返還について

修学生及び本制度対象医師が次のいずれかに該当することになったときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 10%の割合で計算した額との合計額を知事が指定する日までに一括返還しなければなりません。

ただし、修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由のある場合は、その理由が継続する間は返還を猶予します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、医師免許取得後直ちに初期臨床研修を開始しないとき、又は初期臨床研修を中止したとき。
- (5) 初期臨床研修修了後、引き続き、義務年限期間、貸付者ごとに指定する医療機関等で勤務しなかったとき。
- (6) その他、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

### 【返還金額の考え方(例)】

#### ○貸付実績

- H22.5.21 360,000
- H22.7.1 360,000
- H22.10.1 360,000
- H23.1.4 360,000

#### ○元本返還日

- H23.1.15

#### ○返還金の算定

- 元金  $360,000 \times 4 = 1,440,000$  円
- 利息  $22.5.21 \sim 23.1.15$  (235 日)  $\Rightarrow 360,000 \times 235/365 \times 0.1 = 23,178$
- $22.7.1 \sim 23.1.15$  (195 日)  $\Rightarrow 360,000 \times 195/365 \times 0.1 = 19,232$
- $22.10.1 \sim 23.1.15$  (103 日)  $\Rightarrow 360,000 \times 103/365 \times 0.1 = 10,158$
- $23.1.4 \sim 23.1.15$  (11 日)  $\Rightarrow 360,000 \times 11/365 \times 0.1 = 1,084$  計 53,652 円

## 5 義務年限期間の勤務(配置)等について

香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針(平成 22 年 1 月 27 日施行)に基づき、次のとおりとします。☞ P26. 27「運用指針」

### (1) 専門診療科の選択について

- ① 本制度対象医師の専門診療科の選択については、香川県医師育成キャリア支援プログラムに盛り込まれている内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医を選択する場合は特に制限はありません。
- ② 本制度対象医師が、①に掲げる診療科以外の診療科を選択する場合は、原則として、初期臨床研修1年目修了までに(遅くとも2年目の夏頃までに)、県に申し出て、協議してください。

### (2) 勤務先について

香川県医学生修学資金貸付条例第2条に規定する「指定医療機関等」は、次のとおりです。

【大川医療圏】県立白鳥病院、さぬき市民病院

【小豆医療圏】小豆島中央病院

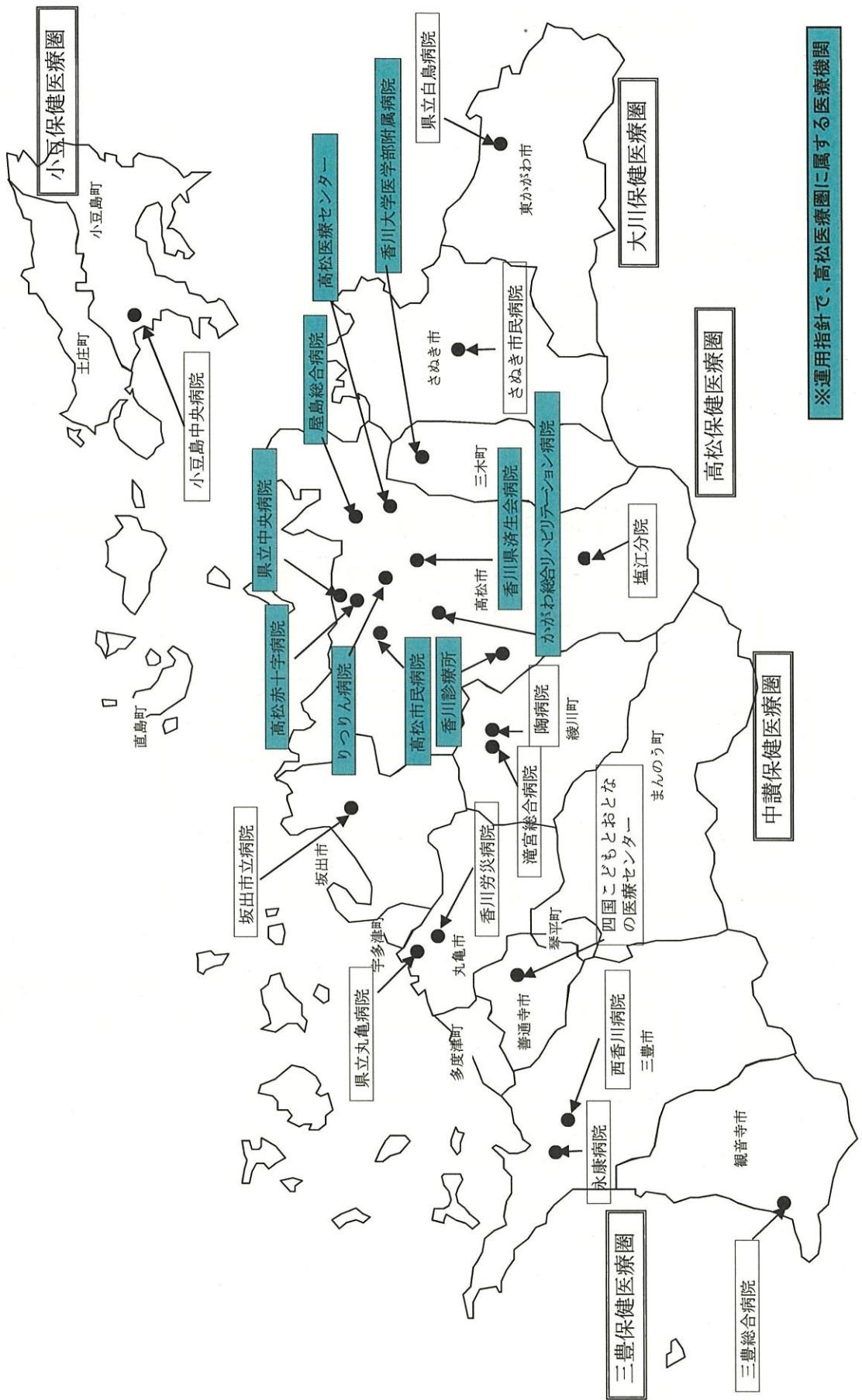
【高松医療圏】高松医療センター、県立中央病院、香川総合リハビリテーション病院、高松市民病院、同塩江分院、同附属香川診療所、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、香川大学医学部附属病院

【中讃医療圏】県立丸亀病院、香川労災病院、坂出市立病院、四国こどもとおとなの医療センター、陶病院、滝宮総合病院

【三豊医療圏】西香川病院、永康病院、三豊総合病院

【その他】香川県(本庁・保健所)

香川県医学生修学資金貸付制度 指定医療機関位置図 (H28.4.1 現在)



### (3) 在学中から配置先決定まで ~ 基本的な流れ ~

#### 【① 初期臨床研修病院の決定】

- 初期臨床研修病院の希望をお聞きします。
  - ・ 研修病院の選択は、自由です。(平成30年度以後に貸付けを受けた方は、県内の研修病院に限ります。)
- 初期臨床研修開始!!

#### 【時期】

- 医学部6学年次
- ・ 隨時

#### 【② 専門診療科の選択】

- 専門診療科の希望についてお聞きします。
  - ・ 内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医以外の場合は調整が必要です。
- 調整・決定

#### 初期臨床研修1年目

- ・ 1年目修了まで。
- ・ 遅くとも2年目夏頃までに

#### 【③ 勤務先の決定】

- 対象者本人の希望をお聞きします。
  - 香川大学医学部附属病院との協議(対象者が同病院の診療科医局所属の場合)
- 知事が決定。
  - 協議
  - 報告
  - 香川県医師育成支援委員会 ※
- 県内指定医療機関において、医師の業務に従事

#### 初期臨床研修2年目

- ・ 隨時(意見聴取・調整)

★上記過程を原則として、調整・配置を行います。

#### 【特記事項】

- 義務年限期間において、高松医療圏の医療機関(高松市民病院塩江分院を除く。)以外の県内医療機関に勤務(研修及び研究を含む。)する期間が2分の1以上となるよう調整します。
- 決定された勤務先が、自らが当初希望した勤務先と異なる場合であっても、決定のあった勤務先において勤務していただきますが、この場合の当該勤務先での従事期間は原則として2年とし、次の勤務先の決定に当たっては、本人の希望を尊重します。
- 本制度対象医師が義務年限期間内に香川大学大学院(医学系研究科博士課程(社会人特別選抜枠))に入学すること、また、同大学医学部附属病院の診療科医局に所属することは、差し支えありません。

※香川県医師育成支援委員会とは。

⇒ 香川県地域医療支援センターの運営に関する重要な事項を協議、議決する組織

## 6 各種届出(提出書類)等について 【忘れないでください!!】

新たに修学資金の貸付けを受けることになった方、修学生及び本制度対象医師は、次に該当する事項が発生したときには、速やかに、所定の様式及びそれを証する書類等を提出してください。

### (1) 貸付けの新規申込みについて

新規に貸付金を申込む場合は、県が指定する期日までに、次の書類を提出してください。

#### 【提出物】

- 医学生修学資金貸付申込書(第1号様式) ☞ P12
- 大学の在学証明書
- 大学の学長又は、学部長の推薦書(第2号様式) ☞ P13
- 連帯保証人確認書及び印鑑登録証明書(2名分) 他
- 本人の戸籍抄本

### (2) 貸付けの更新について(修学生)

修学生は、毎年度貸付けの更新手続きが必要です。更新の手続きの際に併せて個別面談を実施しますので、手続き当日に、次の書類を提出して下さい。

#### 【提出物】

- 医学生修学資金貸付更新書 ☞ P18
- 大学の成績証明書(開封厳禁)

### (3) 条例・規則で報告・提出が義務付けられているもの

事 項	提出様式	☞
① 氏名又は住所を変更したとき。	別添様式	P19
② 大学を退学、休学、復学、停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間に内に卒業する見込みがなくなったとき。	別添様式	P20
③ 初期臨床研修及び後期臨床研修を開始、中止、休止、再開、若しくは変更したとき、又、初期臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。	別添様式	P21
④ 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。	任 意	—
⑤ 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。	別添様式	P22
⑥ 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項及び第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。	第3号様式	P14
⑦ 医師の免許を取得したとき。	別添様式	P23
⑧ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。	別添様式	P24
⑨ 義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。	任 意	—
⑩ 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。	任 意	—
⑪ 修学資金貸与者が死亡したとき。	別添様式	P25
⑫ 貸付期間が満了、又、貸付契約が解除されたとき。(借用書の提出)	第4号様式	P15
⑬ 修学資金の返還債務の免除を受けようとするとき。	第5号様式	P16
⑭ 修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとするとき。	第6号様式	P17

## 【参考資料】 香川県医学生修学資金貸付条例

平成19年3月20日  
条例第4号

### 香川県医学生修学資金貸付条例

#### (目的)

第1条 この条例は、医師の不足する医療機関等において将来医師としての業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。

#### (修学資金の貸付け)

第2条 知事は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来、県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けるものとする。

#### (修学資金の額及び貸付期間)

第3条 修学資金の額は、規則で定める。

2 修学資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から大学の医学を履修する課程を修了する日の属する月までの間（正規の修学期間を上限とする。）とする。

#### (貸付けの申込み及び契約)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

#### (連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

#### (貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第6条 知事は、第4条第2項の契約を締結した者（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

#### (返還の債務の免除)

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 医師の免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度として貸付期間に応じて規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事したとき。

- (2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。
- 2 前項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数（次条の規定により返還債務の履行の猶予を受けたときは、当該猶予を受けた期間を除く。）に応じ、貸付けを受けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額（以下「返還すべき額」という。）を、知事の定める日（以下「返還期日」という。）までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学を卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (4) 臨床研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事しなかったとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還すべき額を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該返還すべき額の返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 【参考資料】 香川県医学生修学資金貸付条例施行規則

平成19年3月30日  
規則第42号

### 香川県医学生修学資金貸付条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (修学資金の額)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める修学資金の額は、月額12万円とする。

#### (貸付けの申込み)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、医学生修学資金貸付申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

(1) 大学の在学証明書

(2) 大学の学長又は学部長の推薦書（第2号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

#### (連帯保証人)

第4条 条例第5条第1項に規定する保証人は、独立した生計を営む成年者2人とする。

2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。

3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (貸付けの決定)

第5条 知事は、第3条の規定による貸付けの申込みがあったときは、書面による審査及び必要に応じて面接による審査を行い、修学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

#### (貸付けの方法)

第6条 修学資金は、原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付けるものとする。

#### (借用証書の提出)

第7条 修学生（修学生が死亡したときは、その保証人）は、条例第3条第2項に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第6条第1項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに、医学生修学資金借用書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (返還の債務の免除の申請等)

第8条 条例第7条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務免除申請書（第5号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

#### (返済の債務の免除となる期間)

第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間（その期間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「義務年限期間」という。）とする。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者が、県内の医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けた場合は、前項の規定に関わらず、臨床研修の期間に相当する期間を義務年限期間から除くことができるものとする。
- 3 義務年限期間には、臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修（知事が指定する医療機関で行うものに限る。以下「後期臨床研修」という。）の期間を含めることができるるものとする。

（返還の債務の履行猶予の申請等）

第10条 条例第9条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（届出）

第11条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。
- (3) 臨床研修若しくは後期臨床研修を開始し、中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (6) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項及び第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。
- (7) 医師の免許を取得したとき。
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。
- (9) 義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなつたとき。
- (10) 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。

- 2 保証人は、修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、修学資金に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第102号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成22年3月5日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(第1号様式)

医学生修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名

㊞

香川県医学生修学資金貸付条例第2条の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本 人	ふりがな 氏名			大学名			大学 学部	学科	
	生年月日 及び年齢	年月 (満歳)	日生				第	学年	
連 帶 保 証 人	住所 及び電話番号							電話	( )
	帰省先の住所及 び電話番号							電話	( )
貸付金額		月額						円	
貸付期間		年月から 年月まで							
連 帶 保 証 人	ふりがな 氏名			㊞	年齢	歳	申請者 との関係		
	住所 及び電話番号							電話	( )
	ふりがな 氏名			㊞	年齢	歳	申請者 との関係		
	住所 及び電話番号							電話	( )

備考 次の書類を添付すること。

- 1 大学の在学証明書
- 2 大学の学長又は、学部長の推薦書(第2号様式)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(第2号様式)

推 薦 書

大学 学部 学科第 学年  
氏名

上記の者は、 大学に 年 月に入学し、 年 月に卒業する見込みで  
あって、香川県医学生修学資金の貸付けを受けようとする者として適當と認められますので推薦  
します。

年 月 日

香川県知事 殿

大学の学長又は学部長

印

(第3号様式)

連帯保証人変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

貸付決定番号第 号

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

香川県医学生修学資金貸付規則第4条第3項の規定による保証人の変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

旧連帯保証人	ふりがな		
	氏名		
新連帯保証人	住所及び 電話番号	電話 ( )	
	ふりがな 氏名	印	
新連帯保証人	住所及び 電話番号	電話 ( )	
	年齢	歳	
申請者との関係			
変更の理由			

(第4号様式)

医 学 生 修 学 資 金 借 用 書

貸付決定番号第 号

金 円

香川県医学生修学資金貸付条例の規定による医学生修学資金 年 月分から  
年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 ㊞  
修 学 生 氏 名  
電 話 番 号

住 所 ㊞  
連 帶 保 証 人 氏 名  
電 話 番 号

住 所 ㊞  
連 帶 保 証 人 氏 名  
電 話 番 号

(第5号様式)

医学生修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
印  
貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第7条の規定による医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号		
貸付総額	円	
免除申請額	円	
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 〔 〕	
香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当する場合にあっては、指定医療機関等の名称及び業務に従事した期間	名 称	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第 号	年 月 日登録
休職した場合にあっては、その期間	年 月 日～ 年 月 日	
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日	年 月 日	

備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中に印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。

2 知事が必要と認める書類を添付すること。

(第6号様式)

医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年　月　日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第9条の規定による医学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸 付 決 定 番 号	
貸 付 総 額	円
猶 予 を 受 け よ う と す る 額	円
猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由	
猶 予 を 受 け よ う と す る 期 間	年　月　日～　年　月　日
医籍登録番号及び登録年月日	第　　号　　年　月　日登録

備考 次の書類を添付すること。

- 1 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

医学生修学資金貸付更新書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者（本人）氏名

㊞

香川県医学生修学資金貸付条例第2条の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本 人	ふりがな 氏名			大学名	大学 学部		学科
	生年月日 及び年齢	年	月		日生 (満歳)		
人	住所 及び電話番号	電話 ( )					
	帰省先の住所及 び電話番号	電話 ( )					
	貸付金額	月額 円					
	貸付期間	年 月から 年 月まで					
連 帶 保 証 人	ふりがな 氏名	㊞	年齢	歳	申請者 との関係		
	住所 及び電話番号	電話 ( )					
	ふりがな 氏名	㊞	年齢	歳	申請者 との関係		
	住所 及び電話番号	電話 ( )					

備考 次の書類を添付すること。

- 1 大学の学業成績証明書

(規則第十一一条第一項第一号関係)

氏名(住所)変更届

年月日

香川県知事 殿

借受人 氏名

印

次のとおり氏名(住所)を変更したので報告します。

1 新事項

住 所	〒	電話	( )
氏 名			

2 旧事項

住 所	〒	電話	( )
氏 名			

3 変更年月日 年月日

備考 次の書類を添付すること。

1 住民票

(規則第十一一条第一項第二号関係)

退 学(休 学)届

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

印

次のとおり、報告します。

種 別	退学・休学・復学・停学・その他
発生年月日	
理 由	

(規則第十一一条第一項第三号関係)

臨床研修開始等届

年 月 日

香川県知事殿

借受人 氏名

印

次のとおり臨床研修を開始（修了・休止・再開）したので届け出ます。

届出事由	1 臨床研修の開始 2 臨床研修の修了 3 臨床研修の中止 4 臨床研修の休止 5 臨床研修の再開 6 臨床研修の変更  (該当するものを○で囲んでください。)
	開始（修了・休止・再開）等、年月日
休止（変更）等理由	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名 印	

(規則第十一一条第一項第五号関係)

医 学 生 修 学 資 金 貸 付 辞 退 届

平成 年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

印

次のとおり、修学資金等の貸付を受けることを辞退したいので、届け出ます。

辞退年月日	年 月 日		
理 由			
借用済額	年 年	月分から 月分まで	計 金 円
借用書提出予定日	年 月 日		

(規則第十二条第一項第七号関係)

医 师 免 許 取 得 届

平成 年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

印

次のとおり、医師免許を取得したので報告します。

医籍登録番号	
登録年月日	

※ 医師免許証の写しを添付すること。

(規則第十一一条第一項第八号関係)

大 学 院 進 学(入 学)届

平成 年 月 日

香川県知事 殿

借受人 氏 名

㊞

学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院への進学(入学)を報告します。

進学・入学先	大学	学部	学科
入 学 年 月 日		年 月 日	
期 間 (予 定 )		年 間	

(規則第十一條第二項関係)

死 亡 届

平成 年 月 日

香川県知事 殿

保証人 氏 名

印

次のとおり、借受人が死亡したので、報告します。

氏 名	大学	学部	学科
死 亡 年 月 日	年 月 日		
修学資金等借用済額	年 年	月分から 月分まで	計 金 円

※戸籍（除籍）謄本を添付すること。

## 香川県医学生修学資金貸付制度の運用指針

### 1 目的

本指針は、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）に基づき修学資金の貸付けを受けた者（以下「本制度対象医師」という。）の義務年限期間内の勤務先の決定方法等について定め、香川県医学生修学資金貸付制度の円滑な運用及び県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。

### 2 指針の内容

#### （1）専門診療科の選択について

- ① 本制度対象医師の専門診療科の選択については、香川県医師育成キャリア支援プログラムに盛り込まれている、内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医を選択する場合は特に制限を設けない。
- ② 本制度対象医師が、①に掲げる診療科以外の診療科を選択する場合は、原則として、卒後臨床研修1年目修了までに（遅くとも2年目の夏頃までに）、県と協議することとする。

#### （2）義務年限期間内の勤務先について

- ① 条例第2条に規定する「指定医療機関等」とは、別表のとおりとする。
- ② 本制度対象医師の義務年限期間内における勤務先については、本人の希望を聴取したうえで、県内の医師不足の状況を踏まえ、原則として、①に掲げる医療機関等の中から、知事が調整し決定する。なお、知事は、本制度対象医師が香川大学医学部附属病院の診療科医局に所属している場合は、香川大学医学部附属病院長及び当該医師の所属する診療科長との協議を踏まえて決定する。
- ③ 知事は、②の決定に当たり、本制度対象医師の義務年限期間において、高松医療圏の医療機関（塩江分院を除く。）以外の県内医療機関に勤務（研修及び研究を含む。）する期間が2分の1以上となるよう調整する。但し、県内の医療機関で臨床研修（初期）（2年間）を受けた場合、その期間は除く。
- ④ 本制度対象医師は、②により決定された勤務先が、自らが当初に希望した勤務先と異なる場合であっても、決定のあった勤務先において勤務することとする。なお、この場合の当該勤務先での従事期間は原則として2年とし、当該勤務先の次の勤務先の決定に当たっては、本人の希望を尊重する。
- ⑤ 事務局は、香川県地域医療支援センター設置要綱（平成24年7月26日施行）第4条に規定する香川県医師育成支援委員会に対し、本制度対象医師の義務年限期間内の勤務先の調整及び決定について、必要に応じて協議し、決定結果について報告することとする。

#### （3）香川大学大学院への入学について

本制度対象医師が義務年限期間内に香川大学大学院（医学系研究科博士課程（社会人特別選抜枠））に入学することについては、差し支えない。

#### （4）事務局について

香川県医学生修学資金貸付制度の運用を行う事務局を医務国保課内に置く。

#### 附 則

- この指針は、平成22年1月27日から施行する。
- この指針は、平成23年1月17日から施行する。
- この指針は、平成24年7月26日から施行する。
- この指針は、平成25年1月30日から施行する。
- この指針は、平成25年5月28日から施行する。
- この指針は、平成27年3月31日から施行する。
- この指針は、平成28年4月1日から施行する。

## 指定医療機関等一覧

医療機関等	備 考
県立白鳥病院	大川医療圏
さぬき市民病院	
小豆島中央病院	小豆医療圏
高松医療センター	高松医療圏
県立中央病院	
かがわ総合リハビリテーション病院	
高松市民病院	
高松市民病院塩江分院	
高松市民病院附属香川診療所	
高松赤十字病院	
香川県済生会病院	
屋島総合病院	
りつりん病院	
香川大学医学部附属病院	中讃医療圏
県立丸亀病院	
香川労災病院	
坂出市立病院	
四国こどもとおとの医療センター	
陶病院	三豊医療圏
滝宮総合病院	
三豊市立西香川病院	
三豊市立永康病院	
三豊総合病院	※本制度対象医師が 配置を希望した場 合に限る。
県庁（本庁又は保健所）	

## Q & A

### 【貸付けの申請について】

- Q. 貸付申請に必要となる連帯保証人には、要件がありますか。
- A. 連帯保証人は2人必要であり、独立の生計を営んでいるものでなければなりません。ただし、うち1人は、貸付申請者の父又は母を充てることができます。
- Q. 他の奨学金制度との併用は可能ですか。
- A. 日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば構いません。  
ただし、平成24年4月1日施行の香川県大学生等奨学金貸付条例の貸付者の対象にはなりません。

### 【貸付けについて】

- Q. 留年するとどうなりますか。
- A. 留年等により、在学期間が伸びた場合も、貸付けは継続します。しかし、正規の修学期間の月数分の貸付けが行われた時点で貸付けは終了します。

### 【卒業後の運用について】

- Q. 医師免許は直ちに取得しなければいけませんか。
- A. 医師免許については、大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得する必要があります。つまり、医師国家試験は、現行の日程の場合、「卒業年度と翌年度、翌々年度」の3回の受験機会があることになります。（「国家試験の合格」ではなく、「医師免許取得」で判断します。）取得できなかった場合は、修学資金等の返還となります。
- Q. 初期臨床研修は、希望する医療機関で受けることが可能ですか。
- A. 平成29年度以前に貸付けを受けた方は、可能です。ただ、県内の医療機関で初期臨床研修を受けた場合、その期間を義務年限期間から除算することができます。
- 平成30年度以後に貸付けを受けた方は、県内の基幹型臨床研修病院の中から、希望する医療機関を選択することが可能です。県外の臨床研修病院での研修は認められません。
- これは、大学所在都道府県における臨床研修修了者は、臨床研修終了後に当該都道府県に定着する割合が高く、平成29年7月31日付けの厚生労働省医政局長通知において、地域枠の医師について「原則として、大学所在都道府県において医師臨床研修を受けることとするよう、キャリア形成プログラムに位置づけること」とされたことを踏まえたものです。
- Q. 義務年限期間中、大学の診療科医局に所属することは可能ですか。
- A. 香川大学医学部附属病院の診療科医局に所属することは可能です。この場合、県は、香川大学医学部附属病院長及び当該医師の所属する診療科長との協議を踏まえて配置を決定します。
- なお、香川大学以外の大学の医局への所属については、県が指定する医療機関等での勤務が困難となるおそれがあることから、想定していません。

Q. 専門診療科の選択について、制限がありますか。

A. 内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医については制限がありませんが、それ以外の診療科を選択する場合は、原則として、初期臨床研修1年目修了までに（遅くとも2年目の夏頃までに）県に申し出てください。十分希望をお聞きし、検討したいと思います。

Q. 義務年限期間中の勤務先等は具体的に指定されるのですか。

A. 指定医療機関等への配置は、知事が決定します。決定にあたっては、対象者の希望をお聞きするとともに、関係者等の意見も参考にしながら総合的に判断し、決定いたします。

Q. 義務年限期間中、新専門医制度における研修プログラムへの参加制限はありますか。

A. 香川大学医学部附属病院の専門研修プログラムに参加することが可能ですが。その他の県内基幹施設の専門研修プログラムへの参加については、必ず、県または香川大学医学部附属病院地域医療教育支援センターと十分に協議し、当該プログラムが本制度における義務年限期間内の配置ルールに適合することが確認できた場合に、参加可能となります。

県外基幹施設の専門研修プログラムへの参加については、認められません。

Q. 義務年限期間中に、大学院に進学することは可能ですか。

A. 義務年限期間中に、香川大学大学院（医学系研究科博士課程（社会人特別選抜枠））に入学することについては差し支えありません。

### 【義務年限期間について】

Q. 新専門医制度の仕組みの下での専門研修とは別に、臨床研修修了後、県外・国外留学をしたい場合、義務年限はどのように取り扱われますか。

A. 留学に参加することは可能ですが、その期間は義務年限期間の中止となります。希望等がある場合は、早めにご相談ください。

Q. 義務年限期間を終えたときはどうなりますか。

A. 義務年限期間終了後の就業については、制限はありませんが、皆様方には引き続き、香川県の地域医療の支えていただく貴重な人材として、県内でご活躍いただきたいと考えています。

### 【修学資金の返還等について】

Q. 産休や育休を取得すると修学資金を返還する必要がありますか。

A. 産休や育休を取得することが、修学資金返還の事由にはなりません。また、産休は勤務期間とみなし、育休は義務年限期間の中止とみなします。

Q. 義務年限期間中に育児短時間勤務をした場合、義務年限期間にどのように反映されますか。

A. 育児短時間勤務を行った場合の在職期間の計算方法についての考え方は次のとおり扱います。 P31 参照

**Q. 修学資金の貸付けを途中で辞退した場合はどのような取扱いとなりますか。**

A. 辞退の理由をお聞きし、県と香川大学が協議して判断しますが、原則、修学資金の返還が必要となり、返還債務の免除はありません。貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額との合計額を知事が指定する日までに一括返還しなければなりません。

**Q. 初期臨床研修後、義務年限期間に達する前に県が指定する医療機関等以外の医療機関等に就職した場合、指定医療機関等で勤務した年数に応じて、減免措置されますか。**

A. 免除はされません。修学資金においては、所定の期間、指定医療機関で医師として業務に従事していただくことが貸付条件となっているためです。

**Q. 返還債務の履行猶予を受ける「心身の故障、災害、その他やむを得ない理由により返還すべき額を返還することが困難であると認められるとき」とはどのようなときですか。**

A. 事例発生に伴い、それぞれの事情等を勘案しながら、適宜相談、検討させていただきます。但し、起因する要因が、疾病の場合は医師の診断書、災害の場合は、市町等の発行する被災証明書等の提出を求めることがあります。

## 育児短時間勤務をしたときの在職期間の計算方法に関する取扱いについて

この取扱いは、香川県医学生修学資金貸付者が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）に定める育児短時間勤務をしたときの在職期間の取扱いについて定めるものとする。

### 1 育児短時間勤務に係る在職期間の認定

#### （1）在職期間の計算方法

ア 育児短時間勤務に係る修学資金返還債務を当然免除するための在職期間の計算方法は、育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数（38時間45分）」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

イ 前号に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

ウ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月在職したものとみなす。

エ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該月の属する月は在職期間から控除するものとする。

#### （2）育児短時間勤務期間の控除

育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その越えた月数を修学資金の返還債務を当然免除するための在職期間から控除するものとする。

### 2 適用

この取扱いは、平成22年1月1日から適用する。

■香川県医学生修学資金貸付制度についてのお問合せ先■

香川県健康福祉部医務国保課医療人材グループ

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3321

FAX 087-806-0248

E-mail imu@pref.kagawa.lg.jp

<http://www.pref.kagawa.jp/imu/soumuiji/index2.htm>

(平成29年10月)